

短期入所利用促進体制整備事業

事業内容

医療的ケアが必要な重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所で、送迎車両の福祉機能の回復・付加など、利用者の利便性の向上などに資する取組みに対して補助を行う。

対象事業所	補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
短期入所事業所	送迎福祉車両の修繕費等	400,000円	1/2	

補助要件

- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等を対象とした指定短期入所事業所であること
- ・ 本補助事業の活用により、利用者の利便性の向上などが図られること

補助対象経費

- ・ 送迎用福祉車両の福祉機能(スロープ、リフト等)の付加・回復のための修繕費等
- ・ その他、利用者の増加、利便性・快適性の向上、障害の重度化に対応するために必要な備品等で特に認められるもの(ただし、福祉車両の修繕等を優先的に採択するものとする。)